

名護労働基準監督署発表

令和4年9月29日

【照会先】 監督・安衛課

課 長 大城悠葵  
労働基準監督官 中野哲太郎

電話：0980-52-2691

## 第1回名護労働基準監督署長表彰授与式の開催について

名護労働基準監督署（署長 <sup>かわみつ ひであき</sup>川満 秀明）では、当署管内における安全衛生水準の向上発展、労働災害防止の気運の醸成に向けて、令和4年度より、新たに名護労働基準監督署長表彰を創設いたしました。

本表彰は、厚生労働大臣表彰、沖縄労働局長表彰の受賞対象者とならない安全衛生実務に従事する中堅職員等であって、名護労働基準監督署管内における安全衛生活動の努力を称えるものとしております。

今般、第1回名護労働基準監督署長表彰受賞者が決定し、下記のとおり、表彰状授与式を執り行うこととします。 つきましては、本授与式を取材していただきたく、お願い申し上げます。

### 記

- 開催日時 令和4年10月6日（木） 午後2時～（所要1時間の予定）
- 場 所 名護労働基準監督署署長室  
（名護市字宮里 452 番地の3 名護地方合同庁舎 1階）
- 受賞者 <sup>みやぎ かいと</sup>宮城 海人（所属：株式会社屋部土建）
- その他

- 表彰状授与については、令和4年9月14日（水）、一般社団法人沖縄県労働基準協会北部支部主催の北部地区労働衛生管理推進大会において表彰状授与式を執り行っておりますが、改めて広報関係者向けに授与式を執り行うものです。
- 本件表彰の概要等については別紙資料をご参照ください。
- その他ご不明な点等ございましたら、担当あてご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【担当】 監督・安衛課 中野

電話：0980-52-2691 FAX：0980-53-2304

Mail: nago-kantokusho@mhlw.go.jp

## 名護労働基準監督署長表彰の実施に当たって

労働安全衛生行政においては、現在、平成 15 年 4 月 22 日付け基発第 0422003 号「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰実施要領について」（平成 18 年 3 月 15 日付け基発第 0315002 号、平成 23 年 3 月 2 日付け基発 0302 第 8 号及び平成 24 年 3 月 7 日付け基発 0307 第 2 号により一部改正）に基づき実施しているところであり、表彰の種類として、厚生労働大臣賞（優良賞、奨励賞、団体賞、功労賞、功績賞、安全衛生推進賞、善行賞、特別賞）、都道府県労働局長賞（優良賞、奨励賞、団体賞、功績賞、安全衛生推進賞）が掲げられている。

このうち、都道府県労働局長賞であって個人に対する表彰については、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事した者が想定されているところである。

しかし、現在の安全衛生水準の向上発展に当たっては、上記表彰の受賞対象者とならない安全衛生実務に従事する中堅職員等の貢献も大きく関係しており、これらの者の努力を称えるとともに、これを当署管内の事業場へ周知し安全衛生意識の掲揚等を図ることは、今後の当署管内における安全衛生水準の向上発展、労働災害防止の気運の醸成に大きく影響するものであると考えられる。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、安全大会、衛生大会等安全衛生に関わる各種行事が軒並み延期・中止となっており、管内における安全衛生水準の維持・向上発展には新たな取り組みが必要な状況にあると考えられる。

以上から、名護労働基準監督署長表彰の創設、運用をすることとしたい。

## 安全衛生に係る功労者に対する名護労働基準監督署長表彰実施要領

### 1 表彰の目的

沖縄県北部地区（名護労働基準監督署管内）において、労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に貢献をしている功労者等に対し、名護労働基準監督署長表彰を行い、その努力を讃えるとともに、これを管内事業場等に周知することにより、北部地区における安全衛生意識の高揚等を図り、もって労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成の促進に資する。

### 2 表彰の種類

#### 名護労働基準監督署長賞

##### ア 功績賞

北部地区の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に貢献をしている個人に対する表彰とする。

##### イ 安全衛生推進賞

北部地区の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に貢献をしている個人に対する表彰とする。

### 3 表彰数

適宜決定することとし、各賞2以内を目安とする。

### 4 表彰基準

表彰基準は別添「名護労働基準監督署長表彰基準」によるものとする。

### 5 選考

別添「名護労働基準監督署長表彰基準」中の1を満たす事業場又は企業の中から、名護労働基準監督署長が選考した上で決定する。

### 6 表彰状

表彰状の様式は別紙「表彰状様式」によるものとする。

## 7 その他

### (1) 事務

表彰に係る事務は、名護労働基準監督署監督・安衛課安衛担当官が行う。

### (2) 表彰式の実施

当年度の実情に応じて開催時期を決定する。なお、広報効果等を鑑み、全国安全週間、全国衛生週間等の時期に合わせるよう努めるものとする。

## 名護労働基準監督署長表彰基準

### 1 表彰基準

#### (1) 功績賞

北部地区（名護労働基準監督署管内）の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に貢献をしている個人とする。ただし、過去に叙勲による勲章を受けた者及び同一の事由で褒章条例による褒章を受けた者を除く。

#### (2) 安全衛生推進賞

北部地区の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に貢献をしている個人とする。ただし、過去に叙勲による勲章を受けた者及び同一の事由で褒章条例による褒章を受けた者を除く。

### 2 厚生労働大臣表彰、都道府県労働局長表彰との関係

厚生労働大臣表彰、都道府県労働局長表彰のいずれかを過去に受賞している者、及び当年度受賞し得る者については、名護労働基準監督署長表彰の対象としないこととする。